# スポーツ公園エンジョイラン 2019

# 飲食・物販ブース出店募集要項

主催:公益財団法人 新潟県都市緑花センター、UX新潟テレビ 21

株式会社サンライズプロモーション北陸

## 2. 出店募集要項

- ■大会名称 スポーツ公園エンジョイラン 2019
- ■コンセプト Enjoy RUN Enjoy NIIGATA ~楽しみながら走ろう~
- ■趣 旨 豊かな緑と色とりどりの花々に囲まれた新潟県スポーツ公園を舞台に、「人」「自然」「安全・安心」にふれていただきながら、県民の皆様から新しいかたちで公園を楽しんでいただき、「楽しさ」や「感動」を感じていただくとともに、この大会の魅力を全国に発信することで、地域の活性化や新潟の新たな魅力づくりにつなげることを目的としています。アルビレックス新潟のホームスタジアムである「デンカビッグスワンスタジアム」のグラウンドを駆け抜けられる魅力いっぱいの大会です。
- ■開催日時 2019年9月23日(月曜日・祝日) 9時30分~15時
- ■開催場所 新潟県スポーツ公園《新潟県立鳥屋野潟公園》
- ■主 催 公益財団法人新潟県都市緑花センター、UX新潟テレビ 21 株式会社サンライズプロモーション北陸
- ■後 援 新潟県、新潟県教育委員会、公益財団法人新潟県スポーツ協会 一般財団法人新潟陸上競技協会、一般社団法人新潟県レクリエーション協会 一般社団法人新潟県公園緑地建設業協会、新潟市南商工振興会 エフエムラジオ新潟、FM PORT 79.0、月刊にいがた、月刊新潟 Komachi 新潟日報社【順不同】
- ■協 力 学校法人新潟総合学院・国際総合学園、株式会社アルビレックス新潟 アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ、新潟市水道局 新潟県菓子工業組合、公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 株式会社渡森、株式会社マルユー【順不同】
- ■参加者目標 1,500 名程度

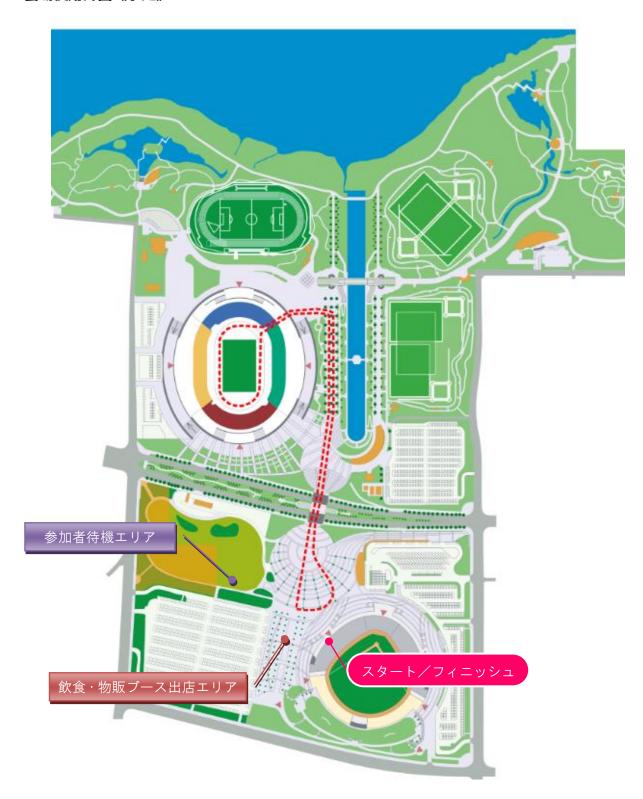
## ■応募資格

日本国内で営業されている法人又は個人事業者

## ■会場案内図



## ■会場使用計画《予定》



## ■出店決定及びエリア内配置

出店の可否及びエリア内の配置は主催者にて決定し、出店者案内をお送りいたします。

#### ■ブース種類

ブース分類		移動販売車ブース 《飲食》	物販・サービス 提供ブース		
募集店舗数		2 店舗程度	6 店舗程度		
ブース大きさ		10 平方メートル程度			
出店料		_			
販売手数料		売上金額の 15%			
ブース内設備		_			
オプション	テント1張 [3.6 メートル×2.7 メートル]	10,000 円[税抜]			
	長机2本・イス4脚	3,000 円[税抜]			

※応募締め切り前であっても、募集店舗数に達した場合や販売品目が重なる場合は応募をお 断りする場合があります。予め、ご了承ください。

### ■営業時間

- 9時30分~15時。
- ※8時以降、各店舗の準備が整い次第、営業は可能です。
- ※営業終了時間は、状況により変更(短縮・延長など)する場合があります。

## ■搬入・搬出について

- 1) 搬入時間は7時30分から9時30分までとなります。 ただし、公園内への車両乗り入れは7時30分から8時30分まで、8時30分から9時30分までの間は台車等を使用した人力運搬となります。
- 2) 搬出時間は15時以降となります。
- 3)搬入・搬出に伴う動線(車両含む)及び駐車場は主催者の指示に従っていただくようお願いいたします。なお、駐車台数は出店1団体につき、2台までといたします。
- 4) 公園内での車両走行は時速 10 キロメートル以下、ハザードランプを点灯し、来園者等には十分ご注意いただき、安全に配慮して運転してください。

#### ■食品の取り扱いについて

- 1) 飲食の出店につきましては、食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は、原則、出店者の方で対応お願いします。
- 2) 衛生管理には十分注意を払い、消毒液等で定期的に手等の消毒をお願いします。

#### ■飲食物等の販売及び酒類の販売等について

- 1)飲食物等を販売する場合は、主催者が事前に承認したものに限ります。 なお、承認内容に反する方法で販売した場合は、販売を中止いただくことがあります。
- 2) 出店者の会場内における酒類の販売及び飲酒は禁止します。

#### ■出店の条件

- 1) 飲食物を提供する出店者は以下の関係書類の提出(記載)をお願いします。 なお、過去に提出した以下の書類が有効期限内の場合は提出を省略します。
  - ①営業許可証《日本の公的機関が発行したもの》の写し1部
  - ②食品衛生法等に基づく許認可(届出等)の写し1部
  - ③取扱品目・金額
- 2)物販ブース出店者は以下の関係書類の提出(記載)をお願いします。 なお、過去に提出した以下の書類が有効期限内の場合は提出を省略します。
  - ①食品衛生法等に基づく許認可(届出等)がある場合は許可証の写し
  - ②取扱品目·金額
- 3)出店者は主催者が用意する「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書」の原本を必ず提出してください。提出いただけない場合は出店をお断りいたします。なお、主催者の判断により提出を省略する場合があります。
- 4)保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理など)を順守してください。
- 5) スポーツ公園エンジョイランにふさわしくない出店は受理いたしません。なお、その可 否決定は主催者が行います。予めご了承ください。

## 【出店を受理できない例】

- ①政治性及び宗教性のある企業等
- ②法令又は条例の規定に違反し、又は違反する恐れがある企業等
- ③風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業法と規定される企業等
- ④風俗営業と類似する企業等
- ⑤法律に定めのない医療類似行為を行う企業等
- ⑥行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業等
- ⑦新潟県暴力団排除条例に規定する者が活動する企業等
- ⑧大会の円滑な運営に支障を来す、又は来す恐れのある企業等

#### ■会場の清掃等について

- 1) 出店エリアの床面はコンクリート等で舗装されています。床面へのカーペット等の敷設は行いませんので、現状のまま利用してください。 床面等、施設を汚損した場合は、出店者の責任において清掃を実施してください。 なお、清掃が実施されていない場合や施設等の破損があった場合は、現状復帰に係わる 経費等実費を請求させていただくことがあります。
- 2) 会場内にゴミ箱は設置しませんので、飲食・物販ブースで発生したゴミ及び購入者から発生出た残飯等については、出店者の責任において公園外で適切に処理してください。
- 3) 営業終了後にブース内及び周辺の清掃を実施してください。

#### ■その他

- 1) 現金その他持ち込み物品の管理は出店者で行ってください。 会場での紛失・盗難・破損等について、主催者は一切の責任を負いません。
- 2) 給排水設備はありませんので、同設備が必要な場合は各出店者でご用意ください。
- 3) 電源はありませんので、電力が必要な場合は各出店者で発電機を持ち込んでください。
- 4) 荒天の場合を除き、雨天決行とします。
- 5) 新潟県スポーツ公園指定管理者から通知されている別紙「飲食売店出店・設営について の順守事項 | も厳守してください。

(別紙)

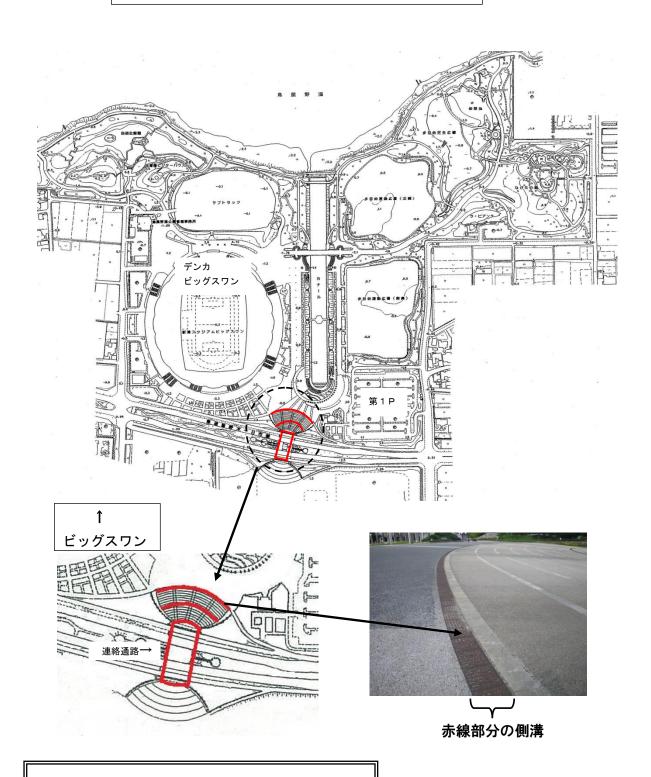
出店·設営者各位

新潟県スポーツ公園 指定管理者 鳥屋野潟スポーツ公園事務所 所長 松岡 徹

## 飲食売店出店・設営についての順守事項

- ■来園者の安全確保および公園施設保護のため、下記事項を順守いただくようお願いします。
- 1. つまづき、転倒防止のため、電気配線コード、水道ホース類の養生をお願いします。
- 2. 床面はシートで養生をしてください。 ※出店場所の汚れや破損などは現状復帰をお願いします。
- 3. コンセントを使用する際は、いたずら・危険防止のためコンセント盤の扉を必ず閉めてください。
- 4. 発電機を使用する際は、発電機の下に板等で養生をしてください。燃料は発電機から距離をとり 安全確保に努めてください。
- 5.油、残り物等の汚水は廃棄できません。また、園内の水飲み場、手洗い場での洗い物は禁止です。
- 6. 氷を芝生や植込み地、園路へ廃棄することは禁止です。持ち帰り、または細かく砕き目立たない 場所の側溝への廃棄は可能です。
- 7. ゴミはお持ち帰りください。また、集積ゴミが散乱などしないよう適正に管理をお願いします。
- 8. 園内への車両乗入時は、車両乗入許可書を搭載の上、10km以下の徐行及びハザードランプ点灯を厳守し、歩行者優先で走行してください。
- 9. 車両の駐停車、及び設営時の禁止エリアについては次頁をご確認ください。

## 設営、車両駐停車など禁止エリア



## 赤線部分:駐停車、設営禁止箇所

上記赤線部は荷重に耐えられない構造のため、 重量物は置かないでください。

## 3. 申込書の提出に関して

#### ■申し込み先

出店申し込みに関しては、必要事項を別紙の飲食・物販ブース出店応募用紙にご記入の上、 お申し込みください。

## FAX の場合

## 025-257-8766

- ※件名は「エンジョイラン 飲食・物販ブース出店希望」としてください。
- ※送信後、お手数ですが必ず確認のお電話をお願いいたします。

## E-mail の場合

## enjoy-run@greenery-niigata.or.jp

※件名は「エンジョイラン 飲食・物販ブース出店希望」としてください。

## 電話でのお問い合わせ

## 025-257-8711

午前8時30分~午後5時(土・日・祝日を除く)

#### ■応募締め切り

2019年8月30日(金曜日) 応募用紙必着

※定数になり次第終了いたします。

#### ■出店者説明

出店に伴う注意事項等は9月上旬を目途に、メール等でお送りいたします。

## ■出店料支払い方法

販売手数料は主催者で用意した様式により営業終了後に報告し、売上金額に応じた手数料 15%を現金で徴収いたします。

出店者は必ず、営業終了後に「大会運営本部」で手数料をお支払いください。

なお、領収書の宛名は別紙「飲食・物販ブース出店応募用紙」に記載された出店企業名とさせていただきます。

## スポーツ公園エンジョイラン 2019 飲食・物販ブース出店応募用紙

■応募締め切りは、2019年8月30日(金曜日)必着となります。

ュリップ 出店企業名	様	¥	電話番号	(	)	
		(球	FAX 番 号	(	)	
プリガナ 代表者名	梈		ご担当者氏名			 様
		様	(当日責任者)			
			携帯電話	(	)	
			(当日連絡先)			
住 所	〒 -		E-mail		@	
			ブース分類	1. 移動販売車ブース		
				2. 物販・	サービス	提供ブース
			ガス持ち込み	□有(	k	g)
				□無		
オプション	□テント: 10,000円(税抜)		□長机2本・~	イス4脚:3	8,000円	(税抜)
メニュー ・ 販売品目	1		<u></u>	販売単価:	F	円/食・個
	② 販売単価: 円/食・個					
	③ 販売単価: 円/食・個					
	④ <u>販売単価:</u> 円/食					
	(5)	<u> </u>	販売単価:		円/食・個	
	6	販売単価:		円/食・個		
	⑦			販売単価:		円/食・個
	8	販売単価:		F	円/食・個	
	9	販売単価:		F	円/食・個	
	(1)	販売単価:		F	円/食・個	
	(1)		Д	販売単価:	F	円/食・個
	※欄が不足の場合は本用紙をコピーの上、ご記入ください。					
駐車車両	車両番号①:		車両番号②:			

## 《応募用紙 送付先及び問い合わせ先》

公益財団法人新潟県都市緑花センター 〒950-0933 新潟市中央区清五郎 58 番地 電話:025-257-8711 / FAX:025-257-8766/E-mail: enjoy-run@greenery-niigata.or.jp

### 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書

公益財団法人 新潟県都市緑花センター 御中

- 1 私 [当社・当団体] は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約《いたします・いたしません》。
  - (1) 暴力団 2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業
  - (5)総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ (6)暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
  - (7) その他前各号に準ずる者
- 2 私 [当社・当団体] は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」と言う。)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約《いたします・いたしません》。
  - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
  - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 私 [当社・当団体]は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約 《いたします・いたしません》。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴財団の信用を毀損し、又は貴財団の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 私 [当社・当団体] は、下請け又は再委託先業者(下請け又は再委託契約が数次にわたる時は、その全てを含む。以下 同じ)との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約《いたします・いたしません》。
  - (1) 下請け又は再委託先業者が上記各項に該当せず、将来においても上記各項に該当しないこと
  - (2) 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること
- 5 私 [当社・当団体] は、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴財団が新潟県警察・公益財団法人新潟県基力追放運動推進センター等に照会することについて同意《いたします・いたしません》。
- 6 私 [当社・当財団] は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴財団に報告し、貴財団の捜査機関への通報に協力することを表明、確約《いたします・いたしません》。
- 7 私 [当社・当団体]は、上記各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私 [当社・当団体]の責任とすることを表明、確約《いたします・いたしません》。

年 月 日

所在地

商号または名称

代表者名

(EI)

(注) 1から7までの各項目末尾の《いたします・いたしません》は、必ず署名者本人が、どちらかを〇で囲んでください。

## 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書

公益財団法人 新潟県都市緑花センター 御中



- 1 私 [当社・当団体] は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを 表明、確約(いたします・いたしません)。
  - 2)暴力団員 (3)暴力団準構成員 (4)暴力団関係企業 (1)暴力団
  - (5)総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ (6)暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
  - (7) その他前各号に準ずる者
- 2 私 [当社・当団体] は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係 にある者(以下、「反社会的勢力等」と言う。)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約 (いたします・いたしません)。
  - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関 係
  - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 私 [当社・当団体] は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約 《いたします・いたしません》。
  - (1)暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴財団の信用を毀損し、又は貴財団の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 私 [当社・当団体] は、下請け又は再委託先業者(下請け又は再委託契約が数次にわたる時は、その全てを含む。以下 同じ)との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約《いたします・いたしません》。
  - (1) 下請け又は再委託先業者が上記各項に該当せず、将来においても上記各項に該当しないこと
  - (2) 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除 のため の措置をとること
- 5 私 [当社・当団体] は、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴財団が新潟県警察・公益財団法人新潟 県暴力追放運動推進センター等に照会することについて同意《いたします・いたしません》。
- 6 私 [当社・当財団] は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場 合は、これを拒否し、または下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴財団に報 告し、貴財団の捜査機関への通報に協力することを表明、確約《いたします・いたしません》。
- 7 私 [当社・当団体] は、上記各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明、確約が虚偽の 申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償な いし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私 [当社・当団体] の責任とすることを表明、確約 《いたします・いたしません》。

●● 年 ●● 月 ●● 日

新潟県新潟市●●区●●●33番地1 所在地

商号または名称 株式会社 ●●●●

代表者名 代表取締役社長 ●● ●●

代印